

公 示 日 : 2023 年 3 月 22 日 (水)

調達管理番号 : 22a01035

国 名 : バングラデシュ

担 当 部 署 : 経済開発部民間セクター開発グループ第一チーム

調 達 件 名 : バングラデシュ国 MIDI 総合開発計画策定・実施促進プロジェクト
詳細計画策定調査 (環境社会配慮)

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 環境社会配慮
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2023 年 4 月下旬から 2023 年 6 月中旬
- (2) 業務人月 : 現地 0.50、国内 0.60、合計 1.10
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	15 日	7 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2023 年 4 月 5 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
◇ 専用アドレス (e-propo@jica. go. jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年4月18日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	臨海部産業開発(港湾開発、電力エネルギー開発含む)における環境社会配慮調査
対象国及び類似地域	バングラデシュ及び全途上国
語学の種類	英語

- * 語学の証明書に関しまして、TOEIC の IP テストによるスコアレポートも可とした暫定運用は 2022 年 9 月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASEC や JICA 専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっていますので、提出（添付）いただく必要はありません。

(詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

バングラデシュ人民共和国（以下、「バングラデシュ」という。）は、近年、新型コロナウイルス感染症による影響を受けるまで、約10年間にわたり年率平均6%以上のGDP成長率を維持し、堅調な経済成長を遂げている（世界銀行、2021年）。同国の長期開発計画である「Perspective Plan of Bangladesh 2021-2041」では、2031年までの高中所得国化、2041年までの高所得国化を国家目標とし、年率8%以上の経済成長を遂げることを目標としている。経済成長を維持し、さらに加速化させていくためには現地企業と外国直接投資のリンケージを形成し、投資促進や産業振興・多角化を図っていくことが不可欠である一方で、バングラデシュにおいては、基礎的なインフラ整備や政府による戦略的な産業政策の策定・実践、民間部門の未成熟な技術レベルなどが課題となっており、2021年の外国直接投資の対GDP比率は0.3%に留まっている（世界銀行、2021年）。

バングラデシュの経済成長を後押しするため、2014年9月、日バ首脳会談にて発表されたベンガル湾産業成長地帯（The Bay of Bengal Industrial Growth Belt: BIG-B）構想は、同国首都ダッカから南部の商業都市でベンガル湾沿岸のチッタゴンおよびコックスバザールを繋ぐ地域の産業集積・工業化を目指すものである。JICAはこれまで、同構想に基づき、当該地域の最南部に位置するモヘシュカリ・マタバリ地域において「マタバリ港開発事業」（円借款、2018、2019年承諾）を始めとする主要なインフラ事業に対する協力を実施してきている。また、バングラデシュ政府は、当該地域において、産業インフラを開発し、マタバリ港を拠点とした物流網を整備するとともに、外国直接投資を呼び込むことで同国の経済成長を牽引する開発を進めるべく、「モヘシュカリ・マタバリ統合的インフラ開発イニシアティブ」（Moheshkhali Matarbari Integrated Infrastructure Development Initiative: MIDI）を立ち上げ、国の優先事業として位置づけたうえで、港湾、道路、鉄道、エネルギーハブ、経済特区等の整備を進める地域総合開発計画の策定を計画している。

同地域の開発事業については、2018年2月に首相府傘下に設立されたMIDI調整委員会（MIDI-Coordination Committee）が各省次官級のハイレベルな調整機能を担うとともに、より実務的な開発計画・個別開発事業の計画策定、調整、モニタリングを担う組織体として、2020年10月に同じく首相府傘下にMIDI事務局（MIDI Cell）が設置されている。他方、MIDIに基づく大規模な開発事業を推進していくため、体制の強化が必要となっており、バングラデシュ政府は新た

に MIDI 開発庁 (MIDI Development Authority) を設立することを決定し、現在、設立のための法令整備が進められている。

JICA は、前述のインフラ事業への協力に加え、当該地域の開発計画の策定に資する調査として「南部チッタゴン地域総合開発に係る情報収集・確認調査」(2016 年)、「モヘシュカリ・マタバリ地域における土地利用計画策定調査」(2019 年)、「モヘシュカリ・マタバリ統合的インフラ開発イニシアティブ運営実施体制に係る情報収集・確認調査」(2022 年)を実施してきた。この過程において、詳細なセクター別開発計画 (Sector Development Plan: SDP) を各省庁がドラフトし、関係する省庁間で調整し統合開発計画を策定することが模索されたが、SDP 策定に先立ち、より上位の当該地域の開発ビジョンを示すマスタープランが必要であるとの指摘がなされた。

これを受け、バングラデシュ政府は、当該マスタープランの策定とその実施のための体制強化にかかる協力を日本政府に要請した。

本詳細計画策定調査は、同協力の実施に際し、協力の実施に必要な関連情報の収集・整理や、環境・社会面の法制度概要の調査、予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮の TOR 案の作成、協力枠組みについてのバングラデシュ側実施機関との合意文書の締結等を目的に実施するものである。

なお、本事業は、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2022 年 1 月公布) (以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という) 上でカテゴリ A に分類されており、本詳細計画策定調査の結果に基づき、同カテゴリに変更がない場合は、本格協力での政策・計画レベルのマスタープランの整備にあたって、戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた環境社会影響も含めた代替案の比較検討、優先プロジェクトの環境社会影響項目のスコーピング、環境社会配慮助言委員会の設置等を予定している。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする調査団員が作成する調査結果 (案) を含めた詳細計画策定調査結果 (案) 全体の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2023 年 5 月上旬)

- ① 要請背景・内容を把握 (要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析) の上、現地調査で収集すべき情報を検討・整理する。

- ② 上述の①を踏まえて、詳細計画策定調査における調査計画、方針、面談先等を検討し、調査日程（案）の検討、及び作成に協力する。
- ③ 本業務の実施にあたって必要なバングラデシュ側関係機関（C/P 機関、環境政策に係る省庁等）や他ドナー等に対する担当分野に係る質問票（案）（英文）を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票（案）との取り纏めに協力する。
- ④ 担当分野の観点から、R/D（Record of Discussions）案及び M/M（Minutes of Meetings）案の作成に協力する。
- ⑤ 対処方針会議を含む関連会議に参加し、現地における業務内容の整理をする。

（2）現地業務期間（2023年5月中旬～2023年5月下旬）

- ① JICA バングラデシュ事務所等との打合せに参加する。
- ② JICA バングラデシュ事務所を通じて予め配布した質問票の回収に協力し、質問票の回答結果を分析する。
- ③ 現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行い、記録を左記の協議結果について作成する。なお、以下の点にも留意する。
 - ・バングラデシュ政府の環境保全法のもとで規定される生態学的に重要な地域（Ecologically Critical Area、以下 ECA）であるショナディア ECA がプロジェクトエリアに含まれる可能性があるため、必要な情報を収集し、予備的スコーピング及び環境社会配慮の TOR にも反映する。
 - ・対象エリアで先行実施している「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業」、「マタバリ港開発事業」における環境社会配慮対応等も情報収集した上で、予備的スコーピング及び環境社会配慮の TOR にも反映する。
- ④ JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき、以下の調査及び検討を行う。なお、本事業は要請書等の内容から JICA 環境社会配慮カテゴリ A と分類されている。
 - (1) 環境影響評価制度、住民移転・用地取得に係る法制度概要の調査
 - (2) 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮の TOR 案の作成
 - (3) 情報公開用の環境社会配慮調査結果（英文）の作成
 - (4) 現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行い TOR 案への反映。R/D 案、M/M 案の作成に担当分野の観点からの協力。
 - (5) ベースとなる環境社会の状況確認（汚染対策、自然環境、自然保護・

文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等)

- (6) 影響の予測、影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討
 - (7) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
 - (8) 予算、財源、実施体制の明確化
 - (9) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討）
- ⑤ 環境管理計画案・モニタリング計画案（実施体制、方法、費用など）を作成する。
 - ⑥ 担当分野に係る現地調査結果を JICA バングラデシュ事務所および JICA 関係者等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2023年6月上旬～2023年6月中旬）

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 担当分野に係る収集資料を分析・整理し、調査結果の取りまとめに協力する。
- ③ 他団員がまとめる事業事前評価表（和文、英文）作成に協力する。
- ④ 調査結果や他団員及びバングラデシュ側関係機関（含 C/P 機関）等からのコメント等を踏まえた上で、担当分野の観点から R/D（案）、M/M（案）の作成に協力する。
- ⑤ 担当分野に係る本プロジェクトへの助言（実施手法、規模、留意点等）を行う。
- ⑥ 情報公開用の環境社会配慮調査結果案（英文）を作成する。
- ⑦ 環境社会配慮の TOR 案を作成する。
- ⑧ 担当分野の詳細計画策定調査結果の取りまとめ資料案（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書（和文、電子データ）

2023年6月6日(火)までに提出。

以下の資料一式を参考資料として添付する。

- ① 当分野にかかる詳細計画策定調査結果案（和文）
- ② 情報公開用の環境社会配慮調査結果案（英文）
- ③ 環境社会配慮の TOR 案（和文）
- ④ 調査における面談議事録・収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月-12 月追記版）」（以下同じ）の「Ⅹ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇄シンガポール⇄ダッカを標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務期間は 2023 年 5 月 13 日～5 月 27 日を予定しています。
JICA の調査団員は本業務従事者よりも数日遅れて現地調査を開始する予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下を予定しています。
 - ア) 総括（JICA）
 - イ) 産業開発（JICA）
 - ウ) 経済特区開発/協力企画（JICA）
 - エ) 都市・地域開発（JICA）
 - オ) 環境社会配慮（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA バングラデシュ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部民間セクター開発グループ第一チームから配付しますので、edgps@jica.go.jp（担当:民間セクター開発グループ第一チーム）宛にご連絡ください。

- ・コンタクトミッション（2022年10月実施、JICA直営調査）関連資料
- ・環境社会配慮カテゴリB報告書執筆要領（2022年9月）
- ・ Consultancy Service for “Industrial and Economic Zones Sector Development Plan” (IEZ-SDP) for Moheshkhali - Matarbari Integrated Infrastructure Development Initiative (MIDI) Final Report
- ・「南部チッタゴン地域総合開発に係る情報収集・確認調査」 Final Report

② 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業(フェーズ 2)準備調査」
https://openjicareport.jica.go.jp/643/643/643_101_12337325.html
- ・準備調査報告書（追補版）「モヘシュカリ・マタバリ地域における土地利用計画策定調査」
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000041520.pdf>
- ・「モヘシュカリ・マタバリ統合的インフラ開発イニシアティブ運営実施体制に係る情報収集・確認調査」 Final Report
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12371621.pdf>

本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上